

令和4年度 随時(工事)監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく工事に係る随時監査

2 監査の期日

令和5年3月27日

3 監査の対象

令和4年度 町道24号線(西小校区)交通安全施設整備工事(交付金)

・町道24号線は、西小学校区における通学路の交通安全対策として「通学路交通安全プログラム」に位置付けられ、令和3年度には「清水町子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に要対策箇所として引き継がれている。

また、同路線は歩道幅員が非常に狭く、交差点の見通しも悪いことから、通学時間帯を中心に、歩行者や自転車と車両が輻輳するなど危険な状況にある。

このため、歩道の拡幅により空間を確保し、歩行者の通行の安全を図るとしている。

なお、令和4年度においては、官民境界への新設側溝の敷設が完了した区間を主に縁石工及び都市型側溝工を施工するものである。

4 監査の範囲

上記3の対象工事について、入札執行同等の契約関係書類及び設計図書などの提出を求め、工事に関する事務の執行が適正・適切に行われているか、監査を実施した。

5 監査の方法

建設課から提出された工事請負契約書、設計図書及び工事関係書類の審査を行うとともに、課長職及び課長補佐職にあたる職員らから工事に至る経緯、工事全体の概要、執行状況等について説明を受け、現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、当該工事に係る事務手続及び契約、設計図書、完成写真、工事管理簿、検査復命書などの各種書類については、適切に処理されているものと認められた。

また、監査の過程並びに現地調査の際に行った口頭による軽微な指摘・要望等については、記載を省略する。

なお、審査の意見は以下に述べるとおりである。

当該工事を含め、公共工事の遂行に関しては、地権者や関係者に事業への理解を深めてもらうよう取り組むことが求められる中、交渉に当たる職員の気苦労は年々増加しているものと受け止められるが、なお根気強く丁寧な対応を心掛けるよう留意されたい。

今後においても、関係法令の遵守はもとより、工事における安全の確保、環境への配慮に努めながら、地域住民が工事による利便性を享受することで高い満足感が得られるよう、引き続き社会基盤の整備を計画的に進められたい。